

# X Managed Network and Security 利用規約

## 第1章 総則

(規約の制定目的)

第1条 当社は、契約者に X Managed Network and Security（第4条（用語の定義）に定義されているものをいいます。以下「X N S」といいます。）を提供するための条件として、X Managed Network and Security 利用規約（当社が別に提示するX N Sに係る提供条件書（以下「提供条件書」といいます。）、別紙その他当社がX N S契約の内容として別に定めるものを含みます。以下「本規約」といいます。）を定めます。

(注) 本条のほか、当社は、X N Sに附帯するサービス（当社が別記第2項に定めるものに限ります。以下「附帯サービス」といいます。）を本規約により提供します。

2 当社がX N Sの円滑な運用を図るため必要に応じてX N S契約者に通知するご利用ガイド等のX N Sの利用に関する諸規定は、この約款の一部を構成するものとします。

(本規約の変更)

第2条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、変更後の約款の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

(本規約の公表)

第3条 当社は、当社のWebサイト（<http://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）において、本規約を公表します。

(用語の定義)

第4条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 X Managed Network and Security (X N S)	電気通信サービス等の利用に関わる設計や導入の支援等を行うサービスであり、本規約別紙「サービスメニュー及び利用料金に関する規程」において定めるもの
4 X N S契約	当社からX N Sの提供を受けるための契約
5 契約者	当社とX N S契約を締結している者
6 契約識別番号	契約者を識別するための番号であって、X N S契約に基づいて当社が契約者に割り当てるもの
7 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 契約

### (X N S 契約の単位)

第5条 当社は、1の契約識別番号ごとに1のX N S 契約を締結します。この場合、契約者は、1のX N S 契約につき1人とします。

### (申込みと承諾)

第6条 X N S の利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

- 2 当社が申込みに対して承諾した時をもってX N S 契約の成立とします。
- 3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。
  - (1) 申込者が要望するX N S の提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき。
  - (2) X N S の申込者が、X N S の料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
  - (3) X N S の申込者が、第14条（利用停止）1項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき。
  - (4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき。
  - (5) X N S の申込者が、当社が指定する提供条件書の内容を受け入れないと。
  - (6) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき。
- 4 当社は、当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消によりX N S の申込者又は契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、X N S の申込者又は契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。
- 5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社はX N S の申込者に対しその旨を通知します。

### (その他の契約内容の変更)

第7条 契約者は、契約内容の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第7条（申込みと承諾）の規定に準じて取り扱います。

### (契約者の地位の承継)

第8条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

- 2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ています。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ています。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

### (契約上の地位の譲渡)

第9条 契約者は、X N S 契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

(契約者の名称等の変更の届出)

第 10 条 契約者は、利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の名称若しくは住所等、契約者に関する事項に変更があったときは、変更内容を速やかに当社に届け出るものとします。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類又は当社の指定する資料を提示いただきます。

3 契約者が第 1 項に定める変更の届出を怠り不利益を被ったとしても、当社は責任を負わないものとします。

(契約者が行う X N S 契約の解除)

第 11 条 契約者は X N S 契約を解除しようとするときは、その旨をあらかじめ当社が指定する方法により当社に通知していただきます。

(当社が行う X N S 契約の解除)

第 12 条 当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、X N S 契約を解除することができます。

(1) 第 14 条(利用停止)の規定により X N S の利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。

(2) 当社が定める期日を経過してもなお、契約者が X N S の料金を支払わないとき。

(3) 契約者が第 6 条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。

(4) 契約者が第 31 条（契約者の義務）の規定に違反したとき。

(5) 契約者が第 32 条（契約者からの情報等の提供）の規定に違反したとき。

(6) 本規約に反する行為であって、X N S に関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

(7) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはこれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。

(8) 契約者が自ら又は反社会的勢力をを利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき。

(9) 当社が、X N S の提供が困難であると判断したとき。

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、X N S 契約を解除することができます。

(1) 緊急又はやむを得ない場合。

(2) 第 14 条(利用停止)の規定のいずれかに該当する場合であって、その事実が当社の X N S に係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。

(3) 契約者が手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。

(4) 契約者が資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。

(5) 前各号に定めるほか、契約者の資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

### 第3章 利用中止等

#### (利用中止)

第13条 当社は次の場合にはX N Sの一部又は全部の利用を中止することができます。

- (1) X N Sを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。
  - (2) X N Sを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
  - (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
  - (4) X N Sに係る設備等が正常に動作せず、X N Sを継続して提供することが困難であるとき。
  - (5) 法令等に基づく要請等によりX N Sを提供することが困難となったとき。
  - (6) X N Sを提供するために当社が提携している事業者が、その事業者の都合、事業休止、その他の理由によりX N Sを提供することが困難となったとき。
- 2 当社は前項の規定によりX N Sの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。  
ただし緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

#### (利用停止)

第14条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのX N Sの料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなったX N Sの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間とします。）、そのX N Sの一部又は全部の利用を停止することができます。

- (1) 料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき又は支払われないことが合理的に見込まれるとき。
  - (2) X N S契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。
  - (3) 契約者の名称等の変更の届出に当たって、当社に届け出た内容について事実に反することが判明したとき。
  - (4) 第31条（契約者の義務）の規定に違反したとき。
  - (5) 前4号のほか、本規約の規定に反する行為であって、当社のX N Sに関する業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりX N Sの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。  
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### (利用の制限)

第15条 当社は、天災、事変、パンデミック、エピデミック、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、X N Sに係る通信の利用を中止する措置をとることができます。

- 2 当社は、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、X N Sの提供とその電気通信事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務の遂行に重大な支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が認めるときは、その通信の一部の利用を中止することができます。
- 3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、X N Sの一部又は全部の利用を中止する措置をとることができます。

## 第4章 料金等

### (料金)

第16条 X N Sの料金は、「サービスメニュー及び利用料金に関する規程」に定めるところによります。

2 物価の上昇、経済事情の変動、為替の変動、現地税制の改正等により別冊等に定めるメニュー等の料金等が不相当となった場合、当社は、原則としてその料金等の変更を実施できるものとします。また、別冊等に定めるメニュー等の料金等を値上げする場合は、3か月前までに契約者に通知するものとします。

### (利用料金の支払義務)

第17条 契約者は、次の場合に利用料金の支払を要します。

#### (1) その利用料金が月額で定めるものの場合

ア 契約者は、本規約に基づいて当社が契約者にX N Sの提供を開始した日から起算して、X N S契約の解除があつた日の前日までの期間(提供を開始した日と解除のあった日が同一の日である場合は1日間とします。)について、利用料金の支払を要します。

ただし、「サービスメニュー及び利用料金に関する規程」及び提供条件書等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

イ 利用中止又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

#### (2) (1)以外の場合

ア 契約者は、X N S契約の申込みを行い、その承諾を受けたときは、利用料金の支払いを要します。

イ X N S契約の申込みの承諾後に解除等があった場合は、アの規定にかかわらず、X N S契約者は、そのX N S契約に関して解除等があつたときまでに着手した部分について、そのX N Sの提供に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

2 当社は、契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。

### (料金の計算方法等)

第18条 料金の計算方法及び料金の支払方法は、「サービスメニュー及び利用料金に関する規程」に定めるところによります。

### (割増金)

第19条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

### (延滞利息)

第20条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合は、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

## 第5章 データの取扱い

### (データに関する責任)

第21条 第25条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）及びXNSの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。

3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

### (データの確認・複製)

第22条 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又はXNSの維持運営のため、保存データ及び生成等データを確認、複写又は複製することができます。

### (データの削除)

第23条 当社は、第30条（XNSの廃止）によるXNSの廃止のほか、当社は第11条（契約者が行うXNS契約の解除）又は第12条（当社が行うXNS契約の解除）のXNS契約の解除があったとき、又は期間の満了によりXNS契約が終了したときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について、責任を負わないものとします。

### (データのバックアップ)

第24条 契約者は、自らの責任で保存データ及び生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法およびその結果について責任も負わないものとします。

2 当社は、保存データ及び生成等データのバックアップは行いません。

3 契約者は、XNS契約が終了等するときには、保存データ及び生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。

4 当社は消去された保存データ及び生成等データは修復しません。

## 第6章 損害賠償等

### (責任の制限)

第25条 当社は、XNSを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、次のとおり取り扱います。

(1) そのXNSに係る利用料金が月額で定めるものの場合

ア 当社は、XNSが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

イ アにより、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社はX N Sが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連續した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するX N Sに係る料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(2) (1)以外の場合

ア 当社は、X N Sの提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

イ アにより、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社はX N Sに係る利用料金（X N Sが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るものに限ります。）の合計額を上限として、その責任を負うものとします。

2 当社の故意又は重大な過失によりX N Sを提供しなかったときは、前項の規定は適用しないものとします。

(免責)

第26条 当社は、X N Sの完全性について保証するものではなく、本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、X N Sの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

2 当社は、X N Sの利用により生じる結果について、契約者に対し、X N Sの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任を負わないものとします。

3 当社は、本規約の変更等により契約者が電気通信設備等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 当社は、X N Sの提供の開始後に、そのX N S契約の解除があったときは、解除事由の如何を問わず、そのX N Sの対象となった電気通信サービス等をX N Sの提供の開始前の状態に復旧させる義務を負いません。

5 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

## 第7章 雜則

(承諾の限界)

第27条 当社は、契約者から契約内容の変更等の請求があった場合に、その請求を承諾することが困難なとき又はX N Sに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(検収)

第28条 当社は、X N S（「サービスメニュー及び利用料金に関する規程」に定めるSE支援に限ります。以下本条において同じとします。）に係る業務が完了した場合その旨を契約者に通知します。契約者は、その通知を受けたときは、直ちに確認検査を行い、当社が指定する方法により確認検査の合否を当社に通知するものとします。

ただし、当社は、当社からその通知を行った日から起算して 10 営業日（当社の営業日とします。）以内に当社に確認検査の合否の通知がない場合は、当該確認検査は合格であったものとみなして取り扱います。

- 2 当社は、前項の確認検査に当社が合格しなかった場合であって、当社に過失があるときは修補を行うものとし、その修補につき再度前項と同様の確認検査を行うものとし、以降も同様とします。
- 3 第 1 項の確認検査の合格後、当社の責めに帰すべき理由により、その X N S の対象となった電気通信サービス等の利用ができないときは、その確認検査の合格後 10 営業日以内に限り当社は無償で再び X N S に係る業務を実施します。

#### （不可抗力）

第 29 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置により契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

#### （X N S の廃止）

第 30 条 当社は X N S の一部又は全部を廃止することがあります。

- 2 前項の規定による X N S の一部又は全部の廃止があったときは、X N S の一部又は全部に係る X N S 契約は終了するものとします。
- 3 当社は、X N S の一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
- 4 当社は、X N S の一部又は全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間をおいて、あらかじめ契約者に通知します。

#### （契約者の義務）

第 31 条 契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。
  - (2) 当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと。
  - (3) 第三者になりすまして X N S を利用する行為をしないこと。
  - (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置しないこと。
  - (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。
  - (6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
  - (7) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、X N S の運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
  - (8) 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと
  - (9) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと。
- 2 契約者は前項の規定に違反して X N S に係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
  - 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について、責任を負わないものとします。
  - 4 契約者は、X N S に係る I D 及びパスワード（以下「I D 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、I D 等の一致を確認した場合、当該 I D 等を保有する者として登録された契約者が X N S を利用したものとみなします。

- 5 契約者が前項の規定に違反してX N Sに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社 I D等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。
- 6 契約者は、X N Sを契約名義人以外の第三者が利用する場合、又はX N Sの利用に契約者の要請に基づく第三者が関係する場合には、本条の義務規定を当該第三者にも順守させるものとします。
- 7 当社は、契約者が本条の規定に反する行為を行ったと判断した場合は、契約者に対し、当該行為を中止していただくよう通知することがあります。

(契約者からの情報等の提供)

第 32 条 当社がX N Sの提供にあたり必要な情報等は、その契約者から提供していただきます。

- 2 契約者は、当社がX N Sの提供にあたり契約者に対して合理的に要請した支援、便益等を提供していただきます。

(契約者に対する通知)

第 33 条 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社のW e b サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はF A X番号宛にF A Xを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時又は契約者のF A X番号宛にF A Xを送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

- 2 本規約又は関連法令において書面による通知手続が求められている場合、前項各号の手続により書面に代えることができるものとします。

(契約者からの通知)

第 34 条 契約者は、X N Sに係る電気通信サービス等について、そのサービスの内容に変更等があったときは、その旨について速やかに当社に通知していただきます。

- 2 当社は、契約者が前項に規定する通知を行わなかった場合、X N Sを提供できない場合があります。
- 3 契約者が第 1 項の通知を怠り不利益を被ったとしても、当社は責任を負わないものとします。

(当社の知的財産権)

第 35 条 X N Sの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

- 2 契約者は、プログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

- (1) X N Sの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。

(5) 当社が指定する使用範囲を超えて使用しないこと。

3 契約者が前項の規定に違反したことにより、X N S に係るソフトウェア等を提供する第三者が、当該第三者の知的財産権を侵害しているとするクレームを提起した場合、当社は、X N S の利用を停止することがあります。また、契約者は、当社が当該第三者に支払った違約金、その他の損害等について、契約者がこれを負担することに同意するものとします。

4 第2項の規定にかかわらず、契約者は、第42条（X N S の再販）の規定に基づく当社の承諾を受けて、X N S を再販するために必要な範囲に限り、自己の責任と費用負担において、サービス説明書その他再販に必要なものとして当社が定める文書等（以下、「説明書等」といいます。）を複製又は編集し、当該再販先に配布できるものとします。当該説明書等の知的財産権は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとし、契約者は著作者人格権を行使しないものとします。

5 本条の規定は、X N S 契約の終了後も効力を有するものとします。

#### （個人情報の取り扱い）

第36条 当社は、X N S の提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記第1項及び当社のプライバシーポリシー（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）に定めるところによります。

#### （閲覧）

第37条 本規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

#### （第三者への委託）

第38条 契約者は、当社がX N S を提供するのに必要な範囲で、X N S の全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、第25条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

#### （管轄裁判所）

第39条 契約者と当社との間でX N S に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### （分離可能性）

第40条 本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

#### （準拠法）

第41条 本規約の解釈及び適用に関する準拠法は日本法とします。

#### （X N S の再販）

第42条 契約者は、当社の書面による事前の承諾がない限り、X N S を再販（契約者が、X N S の一部又は全部を利用して契約者のサービスの一部又は全部として第三者に提供することをいいます。）することはできないものとします。

(特約 )

第 43 条 本規約の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

## 第8章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 44 条 X N S に関する附帯サービスの取扱いについては、別記第 2 項に定めるところによります。

## **別記**

### **1 個人情報の開示**

- (1) 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示します。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社のWebサイト(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/kaijiseikyuu.html>)に定める手数料の支払いを要します。

### **2 支払証明書の発行**

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、そのXNSの料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) 契約者は、(1)の規定による請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、「サービスメニュー及び利用料金に関する規程」に定める手数料及び郵送料等の支払いを要します。

## **サービスメニュー及び利用料金に関する規程**

### **1 X N S の概要**

X N S は、電気通信サービス等の機器の提供、およびその利用に関わる設計や導入の支援等を行うものです。

### **2 サービスマニュ**

X N S において提供するメニューは、別途提示の提供条件書の記載の通りとします。

### **3 利用料金**

#### **3 - 1 通則**

(料金の計算方法等)

- (1) 当社は、契約者がそのX N S 契約に基づき支払う料金等のうち、利用料金を料金月にしたがって計算します。
- (2) 当社は、別段の定めがない限り、利用料金を日割りしません。
- (3) 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- (4) 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- (5) 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

- (6) 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- (7) 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則(5)及び(6)の規定にかかわらず、契約者の同意を得て、複数の料金月分の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

- (8) 当社は、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することができます。

(前受金)

- (9) 当社は、料金について、契約者が希望する場合には、利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- (10) 本規約及び提供条件書等により料金の支払いを要するものとされている額は、本別紙及び提供条件書等に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、本別紙及び提供条件書等に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。

(注1) この本別紙に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かつて内の料金額は、税込価格を表示します。

(注2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

(11) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、その旨を周知します。

### 3 - 2 料金額

#### 3 - 2 - 1 利用料金

別途提示の提供条件書の記載の通りとします。

#### 3 - 2 - 2 附帯サービスに関する料金

##### (1) 支払証明書の発行手数料

支払証明書 1 枚ごとに 400 円 (440 円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

附 則（令和7年12月1日）

（実施期日）

- 1 本規約は、令和7年12月1日から実施します。

附則（令和7年12月1日）

- 1 この改正規定は、令和8年1月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際限に、当社の Smart Data Platform サービス利用規約又は Network Support Services 利用規約の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日を契約移行日として、本規約の規定により締結する同表の右欄の契約に移行したものとします。

Smart Data Platform サービス利用規約に定める SDPF サービスに係る契約 別冊(サポート)に定める Professional Support Services (PSS) に係るもの そのプラン等がネットワークに係るもの 当社が提供条件書等に基づきネットワーク&セキュリティタイプとして提供するサービスに係るもの	X N S 契約
Network Support Services 利用規約に定める NSS 契約 そのカテゴリがネットワークに係るもの 当社が提供条件書等に基づきネットワーク&セキュリティタイプとして提供するサービスに係るもの	X N S 契約